

漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応 及び事業継続に関する基本的なガイドライン

・本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染者の報告が増加していることから、漁業者（乗組員を含む。）に新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときに、保健所（感染症担当。以下同じ。）等と連携して、感染拡大防止を前提として、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。

・新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。2020年2月21日現在、食品（生で喫食する鮮魚介類を含む。）を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません。

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

・新型コロナウイルス感染症対策については、現在、感染の流行を早期に終息させるために、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要な時期とされており、厚生労働省、都道府県、保健所からの情報に基づいて徹底した対策をお願いします。

【参考】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- ・「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）
- ・「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」（厚生労働省HP）

・漁業者は、乗組員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。

①体温の測定と記録

②発熱などの症状がある場合の漁業者への連絡と自宅待機の徹底

③以下の場合には漁業者に連絡の上保健所に問い合わせ

ア 体温37.5度以上の熱が4日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）

イ 強いだるさや息苦しさがある場合

ウ 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、体温37.5度以上の熱、強いだるさや息苦しさ2日程度続く場合

・また、漁業者は、例えば産地市場など常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、マスクを着用しない場合には2メートルを目安として適切な距離を保って取引を行うことを徹底するなど、感染予防策を行ってください。

マスクの確保については、供給が十分でない状況ですが、政府として取り組んでいるところであり、御理解をいただきますようお願いいたします。

・漁業者は、乗組員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築してください。

・漁業者は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。

- ① 事務所や船内での手洗い、手指の消毒。
- ② できる限りマスクを着用し、マスクがないときに咳をする場合にはティッシュ、ハンカチや袖等で口や鼻を被覆。
- ③ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に操船機器、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃。

【参考】これまで集団感染が確認された場に共通すること

- ① 換気の悪い密閉空間であった
- ② 多くの人々が密集していた
- ③ 近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場（「新型コロナウイルス感染症対策の見解」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（3月9日））

2. 出航前及び航海中の対応

（1）船内備品の確認・充実等

- ① 新型コロナウイルス感染症に備えた対策について基本的な情報を把握し、乗組員に周知してください。
- ② 常備薬や体温計等の医療器具の船内常備品を再度確認してください。
- ③ 船内常備品に加えて、新型コロナウイルス感染症対策に必要な物品（マスク、消毒液、ビニール手袋等）も可能な限り充実を図ってください。

（2）出航前の健康確認

- ① 出航前に乗組員全員の体温を計測し、体調等について聞き取りを行ってください。乗組員の同居家族の体調等についても同様に聞き取りを行ってください。できるならば、責任者や担当者が非接触型体温計により、乗組員の体温を計測し、聞き取りを行うことが望ましいです。
- ② 乗組員本人やその同居家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、当該乗組員の乗船を見合わせ自宅待機としてください。その上で、以下の症状に該当する場合には、保健所に相談させ、その結果について報告を受けてください。

ア 体温37.5度以上の熱が4日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）

イ 強いだるさや息苦しさがある場合

ウ 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、体温37.5度以上の熱、強いだるさや息苦しさが2日程度続く場合

③ 乗組員に新型コロナウイルス感染症が確認された場合又は濃厚接触者の連絡が保健所からあった場合は、医療機関又は保健所の指示に従い、乗船可能との診断があるまで当該乗組員を乗船させないなど感染拡大を防止する措置をとってください。

（3）航海中の対応

① 我が国周辺海域で操業している漁船の場合

ア 船内における感染症予防対策（手洗い、手指の消毒、咳エチケット等）の徹底について、乗組員に再度周知してください。航海中においても、定期的な体温計測等により乗組員の体調を把握してください。

イ 発熱などの症状が確認された乗組員があった場合は、可能な限り、他の乗組員との接触を避ける等感染拡大の防止のための措置を講じつつ、他の乗組員にも毎日の体温測定を実施する等健康状態のチェック体制を強化してください。

ウ 以下の症状に該当する乗組員が確認された場合は、船籍港又は最寄りの港の周辺の保健所に相談し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法等）及び他の乗組員への感染を防止するための措置について指示を受けてください。

- ・ 体温37.5度以上の熱が4日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）

- ・ 強いだるさや息苦しさがある場合

- ・ 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、体温37.5度以上の熱、強いだるさや息苦しさが2日程度続く場合

エ 船籍港又は最寄りの港に寄港し、上記ウの症状がある乗組員を下船させ、同ウの指示に基づく対応を確実にとってください。

オ 感染者が下船するまでの間、上記ウの指示に基づき、他の乗組員への感染の防止、船内の消毒、清掃等の対応をとってください。

② 遠洋海域で操業している漁船の場合遠洋漁船内で新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が確認された場合、基本的には上記①により対応してください。なお、その際は、他の乗組員との接触を避けるための措置を講じるとともに、速やかに所属組合等を通じて水産庁管理調整課又は国際課の担当班に報告してください。また、日本に帰港する場合には、保健所に相談し、その指示を受けてください。なお、最寄りの外国の港への寄港を希望する場合には、速やかに代理店等を通じて入港に向けた手続きを開始するとともに、当該港において入港が拒否される、又は拒否が見込まれる場合には、速やかに所属組合等を通じて水産庁管理調整課又は国際課の担当班にその旨連絡し、対応を協議してください。

3. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1) 患者発生の把握

漁業者は、自らを含め、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、乗組員に対しては事務所又は船内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策を改めて周知徹底してください。

(2) 濃厚接触者の確定

新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています²。このため、漁業者は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

(3) 濃厚接触者への対応

- ① 漁業者は、濃厚接触者と確定された乗組員に対し、14日間出勤を停止し、健康観察を実施してください。
- ② 漁業者は、濃厚接触者と確定された乗組員に対し、保健所の連絡先を伝達してください。
- ③ 濃厚接触者と確定された乗組員は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、漁業者は、その結果の報告を速やかに受けることとします。

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年3月12日版）」）

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）

(4) 水産庁への報告

漁業者は、船内で感染が発生した場合やこれにより操業に支障が出た場合は、速やかに所属組合等を通じて水産庁管理調整課又は国際課の担当班に報告してください。

4. 船内及び設備等の洗浄の実施

- ① 漁業者は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（船室、食堂、操舵室、機関室、厨房、倉庫（冷蔵庫、冷凍庫を含む。）事務室等）の消毒を実施してください。
- ② 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域（船室、食堂、操舵室、機関室、厨房、倉庫、事務室等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施してください。
- ③ 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した漁船等は操業停止や漁獲物の廃棄などの対応をとる必要はありません。

5. 業務の継続

漁業者は、漁業者や乗組員が新型コロナウイルスに感染した場合の操業等の業務を継続するため、以下の体制をあらかじめ検討し、必要な準備を行ってください。

- ① 船内における新型コロナウイルス対策の責任者、担当者の選定
- ② マスク、消毒液、ビニール手袋等の確保・手配、消毒の手順の作成、消毒実施要員の選定
- ③ 乗組員の交代要員の確保

漁業は、国民への食料供給に重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときの対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示しました。水産庁としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようお願いいたします。